

# 工事成績評定要領改正の概要

一般土木工事関係についての改正（建設設備関係については、今回改正なし。）

## 1 「出来形」の評定項目のうち、不可視部分の出来形写真について

現行の工事成績評定要領には、出来形の評定対象は「土木工事施工管理基準」であることが審査項目別に記載されていますが、不可視部分の出来形写真についての適用に誤りが生じないように、また、施工状況写真と混同しないように留意すべき事項を審査項目別運用表の備考欄に追記しました。

・様式土3-4（検査員）3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形

4) 不可視部分の出来形が、写真で確認できる。

備考欄 留意事項（抜粋）

③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。

※今回追記した項目

⑦ □4) で評価する不可視部分の写真とは、特記仕様書や出来形写真管理一覧表の写真管理項目に該当する写真のことであり、これ以外の写真については、設計図面に寸法表示があっても評価対象としないものとする。評価対象が無い場合は項目削除とする。

## 2 比較的工事検査が多い工種を追加

現行の審査項目別運用表にない工種については、工事検査ごとに仕様書や基準書に規定されている品質に関わる重要な項目を6つ選び出して検査員が様式を作成し、工事成績評定を行っています。このうち、比較的検査の頻度が多い工種について、新たに品質と出来ばえの様式を追加しました。

（新規追加）

- ・様式土3-5(30)（検査員）3. 出来形及び出来ばえ II. 品質 落橋防止装置工事
- ・様式土3-5(31)（検査員）3. 出来形及び出来ばえ II. 品質 橋梁補強工事（橋脚巻き立て工）
- ・様式土3-5(32)（検査員）3. 出来形及び出来ばえ II. 品質 高エネルギー吸収型落石防護柵工事
- ・様式土3-6⑥（検査員）3. 出来形及び出来ばえ III. 出来ばえ 橋梁補修修繕工事、落橋防止装置工事、橋梁補強工事（橋脚巻き立て工）、高エネルギー吸収型落石防護柵工事、上記以外の工事又は合併工事

## 3 「品質」に関する項目を追加及び修正

品質に関わる留意すべき項目について整理を行い、評定内容をわかり易くしました。

（改正箇所）

- ・様式土3-5(30)（検査員）3. 出来形及び出来ばえ II. 品質 砂防構造物工事及び地すべり防止工事
- ・様式土3-5(31)（検査員）3. 出来形及び出来ばえ II. 品質 法面工事